

やまぐち食育くらぶ規約

(名称)

第1条 この会は、やまぐち食育くらぶ（以下本会という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は原則として、会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、食育を通して子ども達の豊かな人間形成に貢献し、皆が健康に暮らす明るい社会作りを目指します。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 本会・会員対象の食育講座
2. 地域団体と連携し、地域の子ども達を対象にした食育講座
3. 教育機関主催の食育講座の講師
4. 健康増進に関わる団体への食育講習
5. 食育情報誌の発行

(組織)

第5条 本会は、本会の理念に賛同するものをもって組織する。

「やまぐち食育くらぶの理念」

- ①「食育」とは、子どもの学力と優しい心を育てるもとです。
- ②「食」は栄養をとるだけでなく、文化とマナー、環境、経済、医療、福祉を学ぶ入り口であり、愛情豊かな人間性を育む基盤です。
- ③私たち「やまぐち食育くらぶ」は、子どもたちの笑顔と明るい未来のために、食育をキーワードに子どもと家庭と地域を結ぶ、さまざまな活動をしています。

(役員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 監査 1名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計、監査は、会長が会員より選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。

副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代行する。

その他の役員は、それぞれ本会の事業を円滑に推進する為に必要な職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会とする。

会議は会長が召集し、会長はその議長とする。

総会及び役員会は、毎年1回これを開く。ただし、必要に応じて、臨時にこれを開くことが出来る。

総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決はその2分の1以上の同意をもってこれを決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。やむをえない理由により会議に出席できない者は、他の構成員に表決を委任することが出来る。この場合、前項の規定の適用については、出席したものと見なす。

(会計)

第11条 本会の経費は、参加費、広告費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

(資産管理)

第12条 本会の資産は、本会の名義により確実な銀行預金として保管するものとする。

(帳簿等の備付)

第13条 本会の運営に必要な収支の状況を明らかにするため、必要な帳簿を備付け、証拠書類を整備するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(決算報告等)

第15条 会長は毎年会計年度終了後30日以内に、総会において、収支決算および事業報告並びに翌年度の収支予算案および事業計画案の承認を得なければならない。

(規約改正の手続き)

第16条 この規約は総会の議決によって改正することが出来る。

(補則)

第17条 この規約の実施について必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が定める。

付則

この規約は、平成21年4月1日から実施する。